

旭川工業高等専門学校明誠寮保護者会会則

制定 昭和51. 4. 10

改正 昭和56. 3. 31 昭和63. 11. 1

平成13. 4. 8 令和3. 4. 1

令和5. 4. 1

旭川工業高等専門学校明誠寮保護者会会則

第1条 本会は、旭川工業高等専門学校明誠寮保護者会と称する。

第2条 本会は、旭川工業高等専門学校明誠寮（以下「学寮」という。）における学生の厚生補導について学校に協力するとともに、保護者としての役割をはたし、さらに教育に関する理解を深め子弟の健全な成長に資することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学寮における学生の厚生補導上の事項について学校に協力する事業
- (2) 学寮における教育に関し、理解を深める事業
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

2 前項に定める事業の細則は別に定める。

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学寮入寮生の保護者
- (2) 特別会員 本会の趣旨に賛同した者

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名（うち1名は会計を担当する。）
- (4) 監査 2名

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 会長は、役員会及び総会を招集し、その議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

4 理事は、本会の運営にあたり、かつ必要に応じて会務分担する。

5 監査は、会計を監査する。

第7条 会長及び監査は正会員の中から選出し、他の役員は会長が委嘱する。

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは補充する。ただし、補充された役員の前任期は前任者の任期の残余期間とする。

第9条 本会の予算、決算及び重要事項を審議するため定期総会を年1回開催する。

第10条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、必要に応じて開催し、総会の決定に基づき重要と認められる事項を審議する。

2 第3条第2項に規定する事業細則の審議は役員会が行う。

第11条 総会及び役員会の決議は、出席者の過半数の賛成がなければならない。

2 賛否同数のときは、議長が決する。

第12条 本会の資金は正会員の会費、寮費及び寄付金をもってあてる。

2 会費は、寮生1名につき年額1,500円とする。

3 寮費は、必要に応じて役員会においてその額を決定する。

4 一旦納入した会費は一切返戻しない。

第13条 本会の資金は、一般会計、特別会計及び基金会計に分けて運用する。

- 2 一般会計は、会費及び寄付金をもって資金とし、主として本会の運営のために必要な経費を支出する。
- 3 特別会計は、寮費をもって資金とし、寮生の生活に必要な経費を支出する。
- 4 基金会計は、一般会計及び特別会計からの歳入金をもって資金とし、役員会の議決を経て次の各号の経費を支出することができる。
 - (1) 明誠寮同窓生による行事に対する援助
 - (2) 一般会計及び特別会計において、不測の事態により不足金が生じた場合、その一部又は全部を補てんするための繰入金
 - (3) その他、役員会において特に必要と認めた経費

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

この会則は、昭和51年4月10日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年3月31日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月8日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

なお、令和5年3月31日以前に明誠寮に継続在寮中の寮生については、会費年額1,000円とする。